（五）　増熱器	1　型式、能力及び最高使用圧力 2　主要寸法 3　最高使用圧力が高圧の増熱器に係る次の事項 (1)　材料 (2)　安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	1　増熱器及びその付属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　最高使用圧力が高圧の増熱器に係る次の書類 (1)　強度計算書 (2)　安全弁の構造図及び吹出量計算書 3　増熱の方法に関する説明書（露点に関するものを含む。） 4　制御方式に関する説明書

別表第三中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

様式第六の備考2中「保有能力」を「貯蔵能力」に改める。

（ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第二条　ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「能力」を「貯蔵能力」に改める。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器及び増熱器並びに附帯設備に属する熱交換器及び容器であって、告示で定める措置を講じたものについては、この限りでない。

第六条第二項中「及び特定ガス発生設備に係る容器」を「、特定ガス発生設備に係る容器及び移動式ガス発生設備（その貯蔵能力が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は千キログラム以上、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は千立方メートル以上のものに限る。）に係る容器」に改め、同条第七項中「告示で定める方法により求めた」を削り、「であって能力」を「であって貯蔵能力」に改め、同条第八項中「保有能力」を「貯蔵能力」に改める。

第二十八条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　移動式ガス発生設備には、容器の腐食及び転倒並びに容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。

3　容器又は容器の設置場所には、容器内の圧力が異常に上昇しないよう適切な温度に維持できる適切な措置を講じなければならない。

第三十八条中「告示で定める方法により求めた」を削る。

第四十三条第一項中「若しくは衝撃又は」を「及び転倒並びに」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○経済産業省告示第二十号

ガス事業法施行規則及びガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八号）の施行に伴い、並びにガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）第六条第一項ただし書及び第二項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年二月二日

経済産業大臣　林　幹雄

第二条第三項中「限る。」の下に「次条第三項において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（離隔距離に係る代替措置）

第二条の二　災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器に係る省令第六条第一項ただし書の措置は、当該ガス発生器の外面から、事業場の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の対岸。以下同じ。）に対し当該ガス発生器の最高使用圧力が高圧のものにあっては二十メートル以内、最高使用圧力が中圧のものにあっては十メートル以内、最高使用圧力が低圧のものにあっては五メートル以内（前条第二項に定める場合にあっては、次項に定める距離以内）の区域に、公衆がみだりに立ち入るのを防ぐ適切な措置とする。

2　前条第二項に定める場合であって、ガス発生器の最高使用圧力が中圧のものにあっては五メートル、最高使用圧力が低圧のものにあっては三メートルとする。

3　災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置された増熱器並びに附帯設備に属する熱交換器及び容器（以下この項において「増熱器等」という。）に係る省令第六条第一項ただし書の措置は、当該増熱器等の外面から、事業場の境界線に対し三メートル以内（事業場の境界線上に高さ二メートル以上、厚さ九センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度及び耐火性能を有する障壁を設けている場合は、零メートル以内）の区域に、公衆がみだりに立ち入るのを防ぐ適切な措置とする。ただし、特定事業所に設置するものであって燃焼熱量の数値が3.4×10^{6}以上のものにあっては、当該増熱器等の外面から、事業場の境界線に対し二十メートル以内の区域に、公衆がみだりに立ち入るのを防ぐ適切な措置とする。

第四条第一項中「限る。）」の下に「及び第五号に掲げるもの」を加え、同項に次の一号を加える。

五　移動式ガス発生設備に係る容器　第一種保安物件に対してはL_2によって表される値以上、第二種保安物件に対してはL_5によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあっては、それぞれ零メートル以上。

第四条第二項中「及び特定ガス発生設備に係る容器について第六条に規定する方法により」を「、特定ガス発生設備に係る容器及び移動式ガス発生設備に係る容器について」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

○経済産業省告示第二十一号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第一条第二項第六号の規定に基づき、貯蔵能力を算出する方法を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十八年二月二日

経済産業大臣　林　幹雄

ガス事業法施行規則第一条第二項第六号の規定による貯蔵能力を算出する方法は、ガス工作物の種類に応じて次に掲げる式により算出する方法とする。

一　液化ガス用貯槽

$$W=C_1wV_1$$

Wは、貯蔵能力（単位：キログラム）

C_1は、〇・九（低温貯槽にあっては、その容積に対する液化ガスを貯蔵する部分の容積の比の値）

wは、常用の温度における液化ガスの液密度（単位：キログラム毎リットル）

V_1は、容積（単位：リットル）